

にためしなかりければ、自ら權を恣にする。君も又打ち任せられければ、王家の權は彌衰へにき。諸國に守護をおきて、國司の威をおさへしかば、吏務と云ふ事名ばかりになりぬ。あらゆる庄園郷保に地頭を補せしかば、本所はなきが如くになれりき。頼朝は從五位下前右兵衛佐なりしが、義仲追討の賞に、越階して正四位下に敘す。平氏追討の賞に、又越階して從二位に叙す。建久の初にや、始めて京上りして、やがて一度に權大納言に任ず。又右近大將を兼す。頼朝頻に辭し申しけれど、敬慮に依りて朝拜ありとぞ、程なく辭退して、もとの鎌倉の館になん下りし、その後征夷大將軍に拜任す。それより天下の事、東方のまゝに成りにき。平氏の亂に南都の東大寺興福寺やけにしを、東大寺をば、俊乘といふ上人勸め立てければ、公家にも委任せ

られ、頼朝も深く隨喜して、程なく再興す。供養の儀も古き跡を尋ねて行はれけり。有りがたき事にや。頼朝も重ねて京上りしけり。且は結縁のため、且は警固のためなりき。法王かくれさせ給ひて、主上世をしらせ給ふ。すべて天下を治め給ふ事十五年、太子に譲りて尊號例の如し。院中にて又二十餘年しらせ給ひしが、承久に事ありて御出家、隱岐の國にてかくれ給ひぬ。六十一歳おまし〜き。

第八十三代第四十五世土御門院、諱は爲仁、後鳥羽の太子、御母は承明門院源の在子、内大臣通親の女也。父の御門の例にて親王の宣下なし、立太子の儀ばかりにて則ち踐祚あり。戊午の年即位、己未に改元、天下を治め給ふ事十二年。太弟に譲りて尊號例の如し。この御門まさしき正嫡にて、御心ばへも

神皇正統記

たゞしく聞えさせ給ひしに、上皇鍾愛にうつされましけるにや、程なく讓國あり、立太子までもあらぬさまになりなき。承久の亂に、時の至らぬ事をしらせ給ひければにや、さまざま諫めまししくけれども、事破れにしかば、玉石共にこがれて、阿波の國にてかくれさせ給ふ。三十七歳おまししくま。

第八十四代順徳院、諱は守成、後鳥羽第三の子。御母は修明門院藤原の重子、贈左大臣範季の女也。庚午の年即位、辛未に改元。この御時征夷大將軍頼朝の次郎實朝、右大臣左大將までなりにしが、兄左衛門督頼家が子に公曉といひける法師に殺されぬ。又續ぐ人なくて、頼朝が跡は長く絶えなき。頼朝が後室に從二位平の政子とて、時政と云ふもの、女なりし、東國の事をば行ひき。その弟義時兵權をとりしが、上皇の御子を下し申し

て、仰ぎ奉るべき由奏しければ、不許にやありけん、九條の攝政道家の大臣は、頼朝の時より外戚につゞきて好みおはしければ、その子を下して扶持し申しけり。大方の事は義時がまゝになりなき。天下を治め給ふ事十一年、讓國ありしが、事亂れて佐渡の國にうつされ給ふ。四十六歳おまししくま。

廢帝諱は懷成、順徳の太子、御母は東一條院藤原の光子、故攝政太政大臣良經の女なり。承久三年春の比より、上皇思し召し立つ事ありければ、俄に讓國し給ふ。順徳御身を輕めて、合戦の事をも、ひとつ御心にせさせ給はん御謀にや、新主に讓位ありしかど、即位登壇までもなくて、軍敗れしかば、外舅攝政道家の大臣、九條の亭へ遁れさせ給ふ。三種の神器をば閑院の内裏に捨て置かれなき。讓位の後七十七ケ日の間、暫く神器を

神皇正統記

傳へ給ひしかども、日嗣には加へ奉らず、飯豊の天皇の例になぞらへ申すべきにこそ。元服などもなくて、十七歳にてかくれまします。扱もその世の亂を思ふに、誠に末の世には迷ふ心もありません。又下の上をしのぐ端ともなりぬべし。そのいはれをよく辨へらるべき事に侍り。頼朝勳功は昔より類なき程なれど偏に天下を掌にせしかば、君としてやすからず思し召しけるも理なり。泥やその跡絶えて、後室の尼公陪臣の義時が世になりぬれば、かれの跡を削りて、御心のまゝにせらるべしと云ふも、一往のいひなきにあらず。然れ共白河鳥羽の御代のころより、政道の古き姿やうく衰へ、後白河の御時、兵革起りて姦臣世を亂り、天下の民殆塗炭に落ちにき。頼朝一臂を振ひてその亂を平けたり。王室は古きにかへるまでなかりしかども、九

重の塵もをさまり、萬民の肩もやすまりぬ。上下堵をやすくし、東より西よりその徳は服せしかば、實朝なくなりても、背く者ありとは聞えず。これにまざる程の徳政なくして、いかでたやすく覆へざるべき。たとひ又失はれぬべくとも、民やすかるまじくは、上天よくもみし給はじ。次に王者の軍と云ふは、科有るを討じて、疵なきをばほろぼさず。頼朝尚官に昇り、守護の職を給ふ。これ皆法皇の勅裁也。私に盗めりとは定めがたし。後室その跡を計らひ、義時久しく彼が權を取りて、人望に背かざりしかば、下には今だ疵ありといふべからず。一往のいはれ計にて追討せられんは、上の御料とや申すべき。謀叛起したる朝敵の利を得たるには、比量せられがたし。かゝれば時の至らず、天のゆるさぬ事は疑ひなし。但下の上を剋するは、極めた

る非道なり。終にはなごか皇化にまつろはざるべき。先誠の徳政を行はれ、朝威をたて、かれを剋する計の道ありて、その上の事とぞ覺え侍る。且は世の治亂の姿をも、能くかいみしらせ給ひて、私の御心なくば、干戈を動かさるゝか、弓矢を治めらるゝか、天の命に任せ、人の望に隨はせ給ふべかりし事にや、終にしては繼躰の道も正路に歸り、御子孫の世に、一統の聖運を開かれぬれば、御本意の未だ達せぬにはあらず。されど一旦もしづませ給ひしこそ口惜く侍れ。

第八十五代後堀河院、諱は茂仁、二品守貞親王後に後高倉第三の子。御母は北白河院藤原の陳子。入道中納言基家の女なり。入道親王は高倉第三の御子、後鳥羽同丸の御兄。後白河の御選みにもれ給ひし御事あり。承久に事ありて、御鳥羽の御流の外こ

の御子ならでは、皇胤まします。依てこの孫王を天位につけ奉り、入道親王尊號ありて、太上皇と申して、世をしらせ給ふ。追號の例は、文武の御父草壁の太子を、長岡天皇と申し、淡路の帝の御父舎人の親王を、肅敬天皇と申す。光仁の御父施基の王子を、田原天皇と申す。早良の廢太子は、怨靈をやすめられんとて、崇道天皇の號をおくらる。院號ありし事は、小一條院ぞましける。この天皇辛巳の年即位、壬午に改元。天下を治め給ふ事十一年、太子に譲りて尊號例の如し。暫く政をしらせ給ひしが、二十一歳にて世を早くしおまし〜き。

第八十六代四條院、諱は秀仁、後堀河の太子。御母藻壁門院藤原の樽子、攝政左大臣道家の女なり。壬辰の年即位。癸巳に改元例の如し。一年計有りて、上皇かくれ給ひしかば、外祖にて

神皇正統記

道家の大臣王室の權をとりて、昔の執政の如くにぞありし。東國に仰さし征夷大將軍頼經もこの大臣の胤子なれば、文武一つにて權勢おはしけりとぞ。天下を治め給ふ事十年。俄に世を早くし給ふ。十二歳おましくき。

第八十七代第四十六世後嵯峨院、諱は邦仁、土御門院第二の御子。御母は贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内大臣通親の孫女なり。この御門承久の亂ありし時、二歳にならせ給ひける。通親大臣の四男大納言通方は、父の院にも御傍親、贈皇后にも御ゆかりなりしかば、收餘し申して、隠し置き奉りき。十八の御年にや、大納言さへ世を早くせしかばいと無頼になり給ひて、御祖母承明門院になんうつろひましくける。廿二歳の御年春正月十日、四條院俄に晏駕、皇胤もなし、連枝の御子も

ましまさず。順徳院を未だ佐渡におはしましけるが、御子達もあまた都に留まり給ひし。入道攝政道家の大臣、かの御子の外家におはせしかば、この御流を天位につけ奉り、もとのまゝに世をしらんと思はれけるにや、その趣を仰せ遣しけれど、鎌倉の義時が子泰時計らひ申して、この君をする奉りぬ。誠に天命なり正理也。土御門院御兄にて、御心ばへもおたしく、孝行も深く聞えさせ給ひしかば、天照大神の冥慮に代りて、計らひ申しけるも理なり。大方泰時心正しく政すなほにして、人をはぐくみ物におごらず。公家の御事を重くし本所の煩をといめしかば、風の前に塵なくして、天の下則ちしづまりき。かくて年代を重ねし事、偏に泰時が力とぞ申し傳ふめる。陪臣として久しく權をとる事は、和漢兩朝に先例なし。その主たりし頼朝すら

源文著名珍袖

二世をば過ぎず。義時いかなる果報にか、はからざる家業を始
 めて、兵馬の權をとれりき。ためし稀なる事にや。されど殊な
 る才徳は聞えず、又大名の下に誇る心や有りけん、中二年計ぞ
 有りし。身まかりしかど、かの泰時相續ぎて徳政を先とし、法
 式を堅くす。己が分をはかるのみならず、親族並びにあらゆる
 武士までもいましめて、高官高位を望む者なかりき。その政
 次第のまゝに衰へ、終に滅びぬるは、天命の終る姿なり。七代ま
 でたもてるこそかれが餘薫なれば、恨むる所なしといひつべし。
 凡保元平治より以來の亂りがはしさに、頼朝と云ふ人もなく、
 泰時と云ふものもなからましかば、日本國の人民いかいなりな
 まし。このいはれをよくしらのぬ人は、故もたなく皇威の衰へ、武
 備のかちにはけると思へるは誤りなり。所々に申し侍る事なれど、

天日嗣は御讓に任せ、正統に歸らせ給ふにとりて、用意有るべ
 き事の侍るなり。神は人を安くするを本誓とす。天下の萬民は
 皆神物なり。君は尊くましませど、一人を樂しましめ、萬民
 を苦しむる事は、天も許さず。神もさいはひせぬいはれなれば、
 政の可否に隨ひて、御連の通塞あるべしとぞ覺え侍る。まし
 て人臣としては、君を貴び、民を憐み、天にせぐくまり、地に
 ぬきあしし、日月の照すを仰ぎても、心の黒くして、光に當ら
 ざらん事をおぢ、雨露の施すをみても、身のただしからずして、
 恵みに漏れん事を願ふべし。朝夕に長田狹田の稻の種をくふも
 皇恩なり。晝夜牛井榮井の水のながれを呑むも神徳也、これを
 思ひも入れず、あるに任せて欲を恣にし、私を先として、公を
 忘るゝ心あるならば、世に久しき理侍らじ。況や國柄をとる

神皇正統記

仁に當り、兵權を預る人として、正路を踏まざらんにおきては、いかでかその運を全くすべき。泰時が昔を思ふには、よく誠ある所有りけんかし。子孫はさほどの心あらじなれど、堅くしける法のまゝに行ひければ、及ばずながら世をも重ねしにこそ。異朝の事は亂逆にして紀なきためし多ければ、例とするに足らず。わが國は、神明の誓いちじるくして、上下の分定まれり。然も善惡の報明かに、因果の理空しからず、且は遠からぬ事どもなれば、近代の得失を見て、將來の鑒誠とせらるべき也。抑この天皇正路に歸りて、日嗣を受け給ひし、先立ちてさままきま奇瑞ありき。又土御門院阿波の國にて告文をかゝせまして、石清水の八幡宮に啓白せさせ給ひける。その御本懐末通りにしかば、さまざま御願を果されしも、哀れなる御事也。終に繼躰の

主として、この御末ならぬはまします。壬寅の年即位。癸卯の春改元。御身を慎み給ひければにや、天下を治め給ふ事四年。太子をさなくましくしかども讓國あり。尊號例の如し。院中にて世をしらせ給ふ。御出家の後もかはらず二十六年ありしかば、白河鳥羽より以來には、おだやかにめでたき御代なるべし。五十三歳おまし〜。第八十八代後深草院、諱は久仁、後嵯峨第二の子、御母は大宮院藤原の姞子、太政大臣實氏の女なり。丙午の年四歳にて即位。丁未に改元。天下を治め給ふ事十三年。后腹の長子にてましまし、かども、御病おはしましたければ、同母の御弟恒仁親王を太子に立て、讓國尊號例の如し。伏見の御代にぞ、暫く政を知らせ給ひしが、御出家ありて、政務をば主上に譲り申させ給

神皇正統記

ふ。五十八歳おまし〜き。
 第八十九代第四十七世龜山院、諱は恒仁、御深草院同母の御弟なり。己未の年即位。庚子に改元。この天皇を繼躰と思し召し置きてけるにや、后腹に皇子生れ給ひしを、後嵯峨とり養ひまして、いつしか太子に立て給ひぬ。後深草その時新院の御子も先立ちて生れ給ひしかども、ひきこされまじき。太子は後宇多にまじ草の御子に伏見御年四歳になり給ひけり。後嵯峨かくれさせ給ひて後、兄弟の御あはひにあらそはせ給ふ事ありければ、關東より母儀大宮院に尋ね申しけるに、先院の御素意は、當今にまします由を、仰せ遣されければ、事定まりて、禁中にて政務せさせ給ふ。天下を治め給ふ事十五年。太子に譲りて尊號例の如し。院中にて十三年まで世をしらせ給ふ。事あらたまりにし後御出家。五十七歳おま

しましぬ。
 第九十代第四十八世後宇多院、諱は世仁、龜山の太子。御母は皇后藤原結子。後に京極院。左大臣賢雄の女也。甲戌の年即位。乙亥に改元。丙子の年もろこしの宋の幼帝徳祐二年に當る。今年北狄の軒蒙古起りて、元國といひしが、宋の國を滅す。金國起り宋は東南の杭州に遷りて、百五十年になれり。蒙古起りて、先金國をせめ、庚巳の年、弘安四年、蒙古の軍多くの船をそろへて、わが國を侵かす。筑紫にて大に合戦あり。神明威を顯し形を現じて防がれけり。大風俄に起りて、數十萬艘の賊船皆漂倒破滅しぬ。末世とはいへとも、神明の威徳不可思議なり。誓利のかはらざる事、これにて推量るべし。この天皇天下を治め給ふ事十三年、思の外に遁れまじまして十餘年ありき。後二條の御門立ち給ひしかば、世をしら

神皇正統記

せ給ふ。遊義門院かくれまして、御歎の餘りにや、出家せさせ給ふ。前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例により、東寺にて灌頂せさせ給ふ。珍らかに尊き事に侍りき。その日は後醍醐の御門、中務の親王とて王卿の座につかせまします。唯今の心地ぞし侍る。後二條院かくれさせ給ひし後、いとど世を厭はせ給ふ。嵯峨の奥大覺寺と云ふ所に、弘仁寛平の昔の御跡を尋ねて、御寺などあまた立て、そ行はせ給ひし。その後後醍醐の御門、位につきましくしかば、又暫く世をしらせ給ひて、三年ばかりありて、譲りましくさき。大かたこの君は、中古より以來には、ありがたき御事とぞ申し侍るべき。文學の方も、後三條の後には、かほどの御才聞えさせ給はざりしにや、寛平の御誠には、皇帝の御學問は、群書治要などにてたりぬべし。維

文につきて政事を妨げ給ふなど見えたるにや。されど延喜天曆寛弘延久の御門は、皆宏才博覽に諸道をもしらせ給ひ、政事も明かにましくしかば、先二代はことふりぬ。つぎては寛弘延久をぞ賢王とも申すめる。和漢の古事をしらせ給はねば、政道も明かならず、皇威も軽くなる。定まれる理なり。尙書に堯舜禹の徳を譽むるには、古に若稽と云ふ、傳説が殷の高宗を教へたるには、事古を師とせずして世にながき事は、説が聞かざる所也とあり。唐に元士良とて、近習の宦者にて、内權を取極めたる奸人なり。その黨類に教へけるは、人主に書を見せ奉るな。はかなき遊び戯れをして御心を亂るべし。書をみて此道をしり給は、わが輩は失れぬべしといひける。今もありぬべき事にや。寛平の群書治要をさして宣ひける、部せばきに似たり。

但この書は唐の太宗、時の名臣魏徵をして撰ばせられたり。五十卷の中に、あらゆる經史諸子までの名文をのせたり。全經の書三史等をぞ、常の人はまなぶなる。この書に載せたる諸子などは見るものすくなし。ほどく名をだにしらぬ類もあり。まして萬機をしらせ給はんに、これまでまなばせ給ふ事よしなかるべきにや。本經等をならはせましますまでは有るべからず。既に雜文とてあれば、經史の御學問の上はこの書を御覽じて、諸子等の雜文までなくとも御心なり。寛平は殊にひろく學ばせ給ひけるにや、周易の深き道をも、愛成と云ふ博士に受けさせ給ひき。延喜の御事は左右にあたはず。菅氏輔佐し奉られき。その後も紀納言善相公等の名儒ありしかば、文道の盛なりし事も、上古に及べりき。この御誠につきて、天子の御學問さま

でなくともと申す人の侍る、淺狹き事也。何事も文の上にて、よく料簡あるべきをや。この君は在位にても政事を知らせ給はず。又院にて十餘年閑居し給へりしかば、稽古に明かに、諸道を知らせ給ふなるべし。御出家の後も懇に行はせましくき。上皇の出家せさせ給ふ事は、聖武孝謙平城清和宇多朱雀圓融花山後三條白河鳥羽崇徳、白河後鳥羽後醍醐深草龜山にまします。醍醐一條は御病重くなりてぞせさせ給ひし。かやうにあまた聞えさせ給ひしかど、戒律を具し、始終かくる事なく、密宗を究めて、大阿闍梨をさへせさせ給ひし事、いとありがたき御事なり。此の御末に、一統の運をひらかる、有徳の餘薫とぞ思ひ給へる。元亨の末甲子六月に、五十八歳にてかくれまし

神皇正統記

第九十一代伏見院諱は、**熙仁**、後深草第一の子、御母は玄御門院藤原愷子。左大臣實雄の女なり。後嵯峨の御門繼體をば、龜山と思し召し定めければ、深草の御流いかいと覺えしを、龜山弟順の儀を思し召しけるにや。この君を御猶子にして、東宮にする給ひぬ。その後御心もゆかず、あしざまなる事さへ出できて、踐祚ありき。丁亥の年即位。戊子に改元。東宮にさへこの天皇の御子の給ひき。天下を治め給ふ事十一年、太子に譲りて尊號例の如し。院中にて世を知らせ給ひしが、程なく時遷りにしかど、中六年ばかりありて、又世を知り給ひき。關東の輩も。龜山の正流を受け給へる事は、しり侍りしかど、近比となりて、世を疑はしく思ひければにや兩皇の御流を、かはるゝする申さんと相計らひけりとなん。後に出家をさせたまふ。五十歳お

ましくき。第九十二代後伏見院、諱は胤仁、伏見第一の子。御母は永福門院藤原璋子。入道太政大臣實兼の女なり。實の御母は准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女なり。戊戌の年即位、己亥に改元。天下を治め給ふ事三年。推讓の事あり。尊號例の如し。正和の比、父の上皇の御讓にて、世を知らせ給ふ。時の御門は御弟なれど、御猶子の義なりとぞ。元弘の世の中亂れし時、又暫くしらせたまふ。事改りても、かはらず都にすませましくが、出家せさせ給ひて、四十九歳にてかくれさせましくき。第九十三代後二條院、諱は邦治、後宇多第一の子。御母は西華門院源の基子。内大臣具守の女なり。辛丑の年即位。壬寅に改元、天下を治め給ふ事六年ありて、世を早くし給ふ。二十四

源文著名珍袖

歳おまし〜

第九十四代花園院、諱は富仁、伏見第三の子、御母は顯親門院藤原季子、左大臣實雄の女なり。已申の年即位改元。父の上皇世をしらせ給ひしが、御出家の後には御讓にて、御兄の上皇しらせまします。法皇かくれ給ひても、諒闇の儀なかりき。上皇御猶子の義とぞ、例なき事なり。天下を治め給ふ事十一年にて遁れ給ふ。尊號例の如し。世中改りて、出家せさせ給まひ。五十一歳おまし〜

第九十五代第四十九世後醍醐天皇、諱は尊治、後宇多第二の御子、御母は談天門院藤原忠子。内大臣師繼の女、實は入道參議忠繼の女なり。御祖父龜山の上皇養ひ申し給ひき。弘安に時うつりて、龜山後宇多世をしらしめさすなりにしを、たび〜

關東に仰せ給ひしかば、天命の理忝なく恐れ思ひければにや、俄に立太子のさた有りしに、龜山はこの君をすゑ奉らんと思しめして、八幡宮に告文を納め給ひしかど、一の御子さしたる故なくて、すてられがたき事なりければ、後二條を居給へりし。されど後宇多の御志も淺からず、御元服ありて、村上の例により、太宰の帥にて節會などに出でさせ給ひき。後中務の卿を兼ねさせ給ふ。後二條世を早くまし〜して、父の上皇歎かせ給ひし中にも、よろづこの君にぞ委附し申させ給ひける。やがて儲君の定ありしに、後二條の一の御子邦良の親王居給ふべきかと聞えしに、思しめす故なりとて、この親王を太子に立て給ふ。かの一の御子をさなくましますせば、御子の儀にて傳へさせ給ふべし。若し邦良の親王早世の御事あらば、この御末繼

神皇正統記

躰たるべしとぞ、しるしおかせましくける。かの親王鶴膝の御方ありて、危く思しめしける故なるべし。後宇多の御門こそゆゑしき稽古の君にましくしに、その御跡をばよくつぎ申させ給へり。剩へ諸の道を好みしらせ給ふ事、有りがたき程の御事なりけんかし。佛法にも御志深くて、むねと眞言を習はせ給ふ。始めは法皇にうけましくけり。後に前大僧正禪助に許可までうけ給ひけるとぞ。天子灌頂の例は唐朝にもみえ侍り、本朝にも清和の御時禁中にて慈覺大師灌頂を行はる。主上を始め奉り、忠仁公などもうけられたり。これは結縁灌頂かとぞ申すめる。この度は誠の授職と思し召しにや、されど猶許可に定まりきとぞ。それならず、人々にも諸流をもうけさせ給ひぬ。又諸宗をも捨て給はず。本朝異朝禪門の僧徒までも、

内にめしてとぶらはせ給ひき。すべて和漢の道を兼ね明かなる御事は、中比よりの代々には、こえさせましくけるにや。戊午の年即位、己未の夏四月に改元、元應と號す。始めつ方は後宇多院の御政なりしを中二年許り有つてぞ譲り申させ給ひし。それよりふるきが如くに、記録所を置かれて、夙に起き夜はにおほとのごもりて民の憂をきかせ給ふ。天下舉りてこれを仰ぎ奉る。公家の古き御政にかへるべき世にこそと、高きも賤しきも兼ねてうたひ侍りき。かゝりし程に、後宇多院かくれさせ給ひて、いつしか東宮の御方にさぶらふ人々、そはしく聞えしが、關東に使節を遣はされ、天位を争ふまでの御中らひに成りにき。あづまにも東宮の御事を、引き立て申す輩ありて、御憤のはじめとなりぬ。元亨甲子の九月の末つ方、漸事顯れ

神皇正統記

にしかども、うけたまはり行ふ中に、いふかひなき事出でまじし
 しかど、大方は事なくてやみぬ。その後程なく東宮かれく給ふ。
 神慮にも叶はず、祖皇の御誠にも違はせ給ひけりとぞ覺えし。
 今こそこの天皇、疑ひなき繼躰の正統に定まらせ給ひぬれ。さ
 れど坊には、後伏見第一の御子量仁の親王居させ給ふ。かくて
 元弘辛未の年八月に、俄に都を出でさせ給ひ、奈良の方に臨
 幸ありしが、その所宜しからで、笠置といふ山寺の邊に行宮を
 しめ、御志有るつはものを召し集めらる。たびく合戦あり
 しが、同九月に東國の軍多くあつまりのぼりて、事かたくなり
 にければ、他所にうつらしめ給ひしに、思の外の事出できて、
 六波羅とて承久より以來しめたる所にみゆきなる。御供に侍り
 し上達部上のをのことも、或はとられ、或は忍び隠れたるもあ

り。かくて東宮位に即かせ給ふ。次の年の春、隱岐の國にうつ
 らしめまします。御子達もあなたにかなたにうつされ給ひしに、
 兵部卿護良の親王ぞ、山々を廻り、國々を催して、義兵をおこ
 さんと企て給ひける。河内の國に楠の正成といふ者ありき。御
 志深かりければ、河内と大倭との境に金剛山と云ふ所に城を
 構へて、近國を犯し平げしかば、東より諸國の軍を集めてせめ
 しかど、堅く守りければ、たやすく落すに能はず。世の中亂れ
 立ちにし次の年壬酉の春、忍びて御船に奉りて、隱岐を出で、
 伯耆につかせ給ふ。その國に源長年と云ふ者あり。御方に參
 りて、船上と云ふ山寺に、假の宮をたて、ぞすませ奉りける。
 かのあたりの軍兵、暫くは競ひて襲ひ申しけれど、皆靡き申し
 ぬ。都近き所々にも、御志ある國々の兵、よりくうち出で

源文苑名珍袖

ければ、合戦もたびぐになりぬ。京中騒がしくなりて、上皇も新主も六波羅にうつり給ふ。伯耆よりも軍をさしのぼせらる。爰に畿内近國にも、御志ある輩は、八幡山に陣をとる。坂東よりのぼれる兵の中に、藤原の親光といふものも、かの山に馳せ加はりぬ。つぎ御方に参る輩多く成りにけり。源高氏と聞えしは、昔の義家朝臣が二男義國といひしが後胤なり。かの義國が孫なりし義氏は、平義時朝臣が外孫なり。義時が世となりて、源氏の號ある勇士には、心をおさければにや。おしすゑたるやうなりしに、これは外孫なれば、とり立て、領する所なども、あまたはからひおさ、代々になるまで、隔なくてのみありき。高氏も都へさしのぼせられけるに、疑を遁れんとにや、告文を書き置きてぞ進發しける。されど冥見をもちへり見

ず、今度心がはりして御方に参る。官軍力をえしまゝに、五月八日の比にや、都にある東軍皆破れて、東へ心ざして落ち行きしに、兩新帝同じく御幸あり。近江の國馬場といふ所にて、御方に志ある輩打出でにければ、武士は戦ふまでもなく多くは自滅しぬ。兩院新帝は都にかへし奉り、官軍これを守り申しき。かくて都より西さま程なく静りぬと聞えければ、還幸せさせ給ふ。誠にめづらかなりし事になん。東にも上野の國に源義貞といふ者あり。高氏が一族なり。世の亂に思ひをおこし、いくばくならぬ勢にて、鎌倉に打望みけるに、高時等運命極りにければ、國々の兵つき随ふ事、風の草を靡かすが如くして、五月の二十二日にや、高時を始めとして、多くの一族皆自滅してければ、鎌倉又平ぎぬ。符契を合する事もなかりしに、筑紫の國々

源氏物語

陸奥出羽の奥までも、同じ月にぞしづまりにける。六七千里の間一時におこりあひにしに、時の至り運の極まりぬるは、かゝる事にこそと、不思議にも侍りしものかな。君はかくしらせ給はず、攝津國西の宮といふ所にてぞ、聞かせまし〜ける。六月四日東寺に入らせ給ふ。都にある人々も参り集りしかば、威儀をととのへ、本の宮に還幸し給ふ。いつしか賞罰の定め有りしに、兩院新帝をばなため申し給ひて、都にすませまし〜けり。されど新帝は偽主の儀にて、正位には用ゐられず。改元して正慶といひしをも、本の如く元弘と號せらる。官位昇進せし輩も、皆元弘元年八月よりささのまゝにてぞ有りし。平治より後、平氏世を亂りて二十六年、文治の始め頼朝權を専らにせしより、父子相つぎて三十七年。承久に義時世をとり行ひしより百十三

年、すべて百七十餘年の間、おほやけの世を一つにしらせ給ふ事絶えにしに、この天皇の御代に、掌をかへすよりもやすく、一統し給ひぬる事、宗廟の御計ひも時節ありけりと、天下こそりて仰ぎ奉りける。同じき年の冬十月に、先づ東の奥をしづめらるべしとて、参議右近中將源顯家卿が陸奥の守になして遣さる。代々和漢の稽古をわざとして朝家に仕へ、政務にまじはる道をのみこそ學び侍れ、吏途の方にもならず、武勇の藝にもたづさはらぬ事なれば、度々いなみ申し、かど、公家既に一統しぬ。文武の道二なるべからず。昔は皇子皇孫もしは執政の大臣の子孫のみこそ、多くは軍の大將にもさゝれしか。今より武を兼ねて藩屏たるべしと仰せ給ひて、御みづから旗の銘をかかしめ給ひ、様々の兵器をさへ下し給はる。任國に赴く事も絶

陸奥出羽

えて久しく成にしかば、古き例をたづねて罷申の儀あり、御前に召し勅語有りて、御衣御馬などを給はりき。猶奥のかためにもと申しうけて、御子を一所伴ひ奉る。かけまくもかしこき今上皇帝の御事なれば、こまかには記さず。かの國につきにければ、誠におくの方さま兩國をかけて、皆靡さしたかひにけり。同十二月左馬頭源直義の朝臣、相摸守を兼して下向す。これも四品上野の太守成良親王を伴ひ奉る。この親王後に暫く征夷大將軍を兼ねさせ給ふ。直義は高氏が弟なり。抑かの高氏御方に参りしその功は、誠に然るべし。すゝろに寵幸ありて抽賞せられしかば、偏に頼朝卿天下をしづめしまゝの志にのみ成にけるにや。いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず。拜賀のさきにやがて従三位して、程なく参議従二位までへのぼ

りぬ。三ヶ國の吏務守護及びあまたの郡庄を給はる。弟直義左馬頭に任じ、後四位に叙す。昔頼朝ためしなき勳功ありしかど、高位高官にのぼる事は亂政なり。果して又子孫も早く絶えぬるは、高官のいたすところかとぞ申し傳へたる。高氏等は頼朝實朝が時に親族などとして、優恕する事もなし。唯家人の列なりき。實朝の八幡宮に拜賀せし日も、地下前駈二十人の中に相加はれり。たとひ頼朝が後胤なりとも、今更登用すべしとも覺えず。況や久しき家人なり。さしたる大功もなく、かくやは抽賞せらるべきとあやしみ申す輩もありけるとぞ。關東の高時、天命既に極まりて、君の御運を開きし事は、更らに人力といひがたし。武士たる輩いへば、數代の朝敵なり。御方に参りて、その家を失はぬこそあまりある皇恩なれ。更に忠をいたし、勞をつ

神皇正統記

みてぞ理連の望みをも企て侍るべき。然るを天の功を盗みて、己が功と思へり。介子推が戒も、習ひ知るものなきにこそ。かくて高氏が一族ならぬ輩もあまた昇進し、昇殿をゆるさるゝもありき。されば或人の申されしは、公家の御世にかへりぬるかと思ひしに、中々猶武士の世に成りぬるとぞありし。凡政道と云ふ事は、所々にしるし侍れど、正直慈悲を本として決断の力有るべきなり。これ天照大神の明かなる御教なり。決断と云ふにとりてあまたの道あり。一にはその人を選びて官に任す。官にその人ある時は、君は垂拱してまします。されば本朝にも異朝にも、これを治世の本とす。二には國郡を私にせず。分つ所必ずその理のまゝにす。三には功あるをば必ず賞し、罪あるをば必ず罰す。これ善を勧め悪を懲す道なり。これに一もたがふ

を亂政とはいへり。上古には勳功あればとて、官位を進むる事はなかりき。常の官位の外に勳位といふしなを置きて、一等より十二等まであり。無位の人なれど、勳功高くて一等にあがれば、正三位の下、從三位の上に列なるべしとぞ見えたる。又本位ある人のこれを兼ねたるもあるべし。官位といへるは、上三公より下諸司の一分に至る。これを内官と云ふ。諸國の守より史生郡司に至る。これを外官と云ふ。天文にかたどり地理に法りて、各つかさどる方あれば、その才なくては任用せらるべからざる事なり。名と器とは人にかさずとも云ひ、天のつかさに人それ代るともいひて、君のみだりに授くるを謬擧とし、臣のみだりに受くるを戸祿とす。謬擧と戸祿とは、國家の破る、階、王業の久しからざる基なりとぞ。中古と成りて、平の將門を追討の賞にて、藤原

神皇正統記

の秀郷正四位下に叙し、武藏下野兩國の守を兼ね、平の貞盛正五位下に叙し、鎮守府將軍に任ず。安倍貞任奥州をみだりしを、源頼義の朝臣、十二年まで戦ひて、凱旋の日正四位下に叙し、伊豫守に任ず。かれらその功高しといへども、一任四五ヶ年の職なり。これ猶上古の法にはかはれり。保元の賞には、義朝左馬頭に轉じ、清盛太宰大貳に任ず。この外受領檢非違使になれるもあり。この時にや既に亂りがはしき始めと成りにけん。平治よりこのかた皇威殊の外に衰へぬ。清盛天下の權を盗み、太政大臣にあがり、子供大臣大將になりしうへは、いふにたらぬ事にや。されど朝敵になりて、やがて滅亡せしかば、後の例にはひきがたし。頼朝は更に一身の力にて、平氏の亂を平げ、二十餘年の御憤をやすめ奉りき。昔神武の御時に、宇麻志麻見

命の中州をしづめ、皇極の御宇に、大織冠蘇我の一人を亡ぼして、皇家を全くせしより後には、類なき程の勳功にや。それすら京上りの時、大納言大將に任せられしをば、固くいなみ申しけるを、おしてなされにけり。公私のわざはひにや侍りけん、その子はかれが跡なれば、大臣大將になりて頓て亡びぬ。更らに跡といふものなし。天意には違ひにけりと見えたり。君もかかためしを始のさせ給ひしによりて、大功なきものまでも、皆かゝるべき事と思ひあへり。頼朝はわが身かゝればとて、兄弟一族をばかたく抑へけるにや。義経五位の檢非違使にて止みぬ。範頼が参河守なりしは、頼朝拜賀の日、地下の前駈に召し加へたり。おごる心見えければにや、この兩弟をも終に失ひぬ。さらぬ親族も多く亡ぼされしは、おごりのはしを防ぎて、世を

神皇正統記

も久しく、家をもしづめんとにやありけん。先祖經基は、近き皇孫なりしかど、承平の亂に、征東將軍忠文の朝臣が副將としてかれが節度をうく、それより武勇の家となる。その子滿仲より、賴信賴義義家相續ぎて、朝家のかためとして久しく召し仕はる。上にも朝威ましく、下にもその分に過ぎずして、家を全くし侍りけるにこそ。爲義に至りて、亂にくみして誅にふしぬ。義朝又功を立んとて滅びにき。先祖の本意に背きける事は疑ひなし。さればよく先蹤を辨へ、得失を考へて身を立て家を全くすること賢き道なれ。愚なる類は清盛賴朝が昇進するをみて、皆かく有るべき事と思ひ、爲義義朝が逆心を好みして、亡びたる故を知らず。近ごろ伏見の御時、源爲頼と云ふをのこ、内裏に参りて自害したりしが、かねて諸社に奉れる箭にも、そ

の夜射ける箭にも、太政大臣源爲頼と書きたりし、いとをかしき事に申すめれど、人の心の亂りになり行く姿は、これにておしはかるべし。義時などはいか程もあがるべくやありけん。されど正四位下右京權大夫にてやみぬ。まして泰時が世に成りては、子孫の末をかけてよくおきて置きければにや、滅びしまでも、終に高官にのぼらず。上下の禮節をみだらず、近く維貞といひしもの、吹嘘によりて修理の大夫になりしをだにも、いかいと申しけるが、誠にその身もやがてうせ侍りにき。父祖のおきてにたがふは、家門を失ふしるしなり。人は昔を忘るゝものなれど、天は道を失はざるなるべし。さらばとて天は正理のまゝには行はれぬと云ふ事、疑はしけれど、人の善悪は自の果報なり。世のやすからざるは、時の災難なり。天道も神明も、

源爲頼

いかにともせぬ事なれど、邪なるものは久しからずして亡び、
 亂れたる世も正にかへるは、古今の理なり。これをよく辨へ知
 るを稽古といふ。昔人を選び用ゐられし日は、先徳行を盡す。
 徳行同じければ才用あるを用ゐ、才用ひとしければ勞効あるを
 とる。又徳義、清慎、公平、恪勤の四善をとるとも見えたり。
 又格條には、朝に所養たれども、夕に公卿に至ると云ふ事の侍
 るも、徳行才用によりて、不次に用ゐらるべき心なり。寛弘よ
 りあなたには、誠に才賢ければ、種性にかゝはらず將相に至る
 人もあり。寛弘以來は譜第を先として、その中に才もあり徳も
 ありて、職にかなひぬべき人をぞえらばれける。世の末にみだ
 りがはしかるべき事を、誠めらるゝにやありけん。七ヶ國の受
 領を経て、合格して公文と云ふ事かんがへぬれば、參議に任ず

と申しならはしたるを、白河の御時、修理正顯季といひし人、
 院の御乳母の夫にて、時のきらならぶ人なかりしが、この勞を
 つのりて、參議を申しけるに、院の仰に、それも物書きての上
 の事とありければ、理にふして止みぬ。この人は歌道なども譽
 れありしかば、物かゝぬほどの事やはあるべき。又參議になる
 まじき程の人にもあらじなれど、和漢の才學のたらぬにぞあり
 けん。白河の御代までは、よく官を重くし給ひけりと聞えたり。
 あまり譜第をのみとられても、賢才の出でこぬはしなれば、上
 古に及びがたき事を恨むるやからもあれど、昔のまゝにてはい
 よく亂れぬべければ、譜第を重くせられけるも理なり。但才
 も賢く徳もあらはにして登用せられんに、人の謗あるまじき程
 の器ならば。今とても非重代によるまじき事とぞ覺え侍る。そ

正統記

の道にはあらで、一旦の勳功などいふばかりにて、武家代々の陪臣をあげて高官を授けられん事は、朝議のみだりなるのみならず、身のためも能く慎むべき事とぞ覺え侍る。もろこしにも漢の高祖は、すいろに功臣を大きに封じ、公相の位を授けしかば、果しておごりぬ。おごりぬればほろぼす。依りて後には功臣残りなく成りにけり。後漢の光武はこの事にこりて、功臣に封爵を興へけるも、その首たりし鄧禹すら、封せらるゝ所四縣に過ぎず。官を任ずるには、文吏を求めえらびて、功臣をさしおく。これによりて二十八將の家久しく傳はり、昔の功も空しからず、朝には名士多く用ゐられて、曠官の謗なかりき。かの二十八將の中にも、鄧禹と賈復とはその選に預りて官にありき。漢朝の昔だに、文武の才を備ふる事いと有りがたく侍りけるに

こそ。次に功田といふ事は、昔は功の品に隨ひて、大上中下の四の功を立て、田をあげ給ひき。その數皆定まれり。大功は世世にたえず、その下つかたは、或は三世に傳へ、孫子に傳へ、身に留まるもあり。天下を治むると云ふ事は、國郡を専らにせずして、その事となく、不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ。國に守有り、郡に領あり。一國の内皆國命の下にて治めし故に、法に背むく民なし。かくて國司の行迹を勘へて賞罰ありしかば、天下の事掌をさして行ひやすかりき。その中に諸院諸宮に御封あり。親王大臣又かくの如し。その外官田職田とてあるも、皆官符を給はりて、その所の正税をうくるばかりにて、國は皆國司の吏務なるべし。但し大功のものぞ、今の庄園などとして傳ふる如く、國々にいろはれずして傳へける。中古

となりて、しやうえんおはた庄園多く立てられ、ふしゆ不輸の所出できしより、らんこく亂國とはなれり。じやうこ上古にはこの法能く堅かりければにや、すうてんわう推古天皇の御時、そが蘇我の大臣わが封戸を分けて寺に寄せんと奏せしを、にゆるにゆるされず。くわうてん光仁天皇は永く神祇佛寺に寄せられし地をも、えい永の字は一代に限るべしとあり。ごさんてん後三條院の御世こそこの費を聞かせ給ひて、きろくじよ記録所をおかれて、くたぐ國々の庄公の文書を召して多く停廢せられしかど、しらかほ白河鳥羽の御時より、しんりつ新立の地彌々多くなりて、こくし國司の知る所百分が一に成りぬ。のちさま後様には國司任に赴く事さへなくて、ひとその人にもあらぬ目代を差して國を治めしかば、らんこくいかでか亂國とならざらん。いはん况や文治の始國に守護職を補し、しやうあん庄園郷保に地頭をおかれしより以來は、さら更に古の姿と云ふ事なし。せいだう政道を行はるゝ道悉くたえはてにき。たま〜一統

の世にかへりぬれば、このたびぞ古き費をも改められぬべかりしかど、それまでは剩への事なり。今は木所の領といひし所々さへ、みなくんと皆勤功に混せられて、あるか累家も殆その名ばかりに成りぬるもあり。これ皆功にはこれる輩、きみ君をおとし奉るに依りて、くわう皇威もいとど軽くなるかと見えたり。かゝればその功なしといへども、いにしへ古より勢ある輩をなづけられんためにか、あるひ或は本領なりとて給へるもあり。或は近境なりとて望むもあり。闕所を以て行はるゝに足らざれば、こくじん國郡につきたりし地、あしく若は諸家相傳の領までも、まほさほひ申しけりとぞ。治まらんとして彌々亂れ、やすやすからんとして益々危くなりける。末世の至りこそ誠に哀しく侍れ。凡王土にはらまれて、あつち忠をいたし命をすつるは、じん人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。然れど

神皇正統記

も後の人を勵まし、その跡を哀みて、賞せらるゝは、君の御政
 なり、下としてきはひ祈ひ申すべしはあらぬにや。ましてさ
 せる功なくして過分の望をいたす事、自危くするはしなれど、
 前車の轍を見る事は、誠まことに有りがたきならひなりけんかし。中
 古までも人のさのみ豪強なるをば、戒められき。豪強たうきやうに成りぬ
 れば、必ずおごる心あり。果して身を亡ぼし家を失ふためしあ
 れば戒めらるゝも理なり。鳥羽院の御代にや、諸國の武士の源
 平の家に属する事をとらむべしといふ制符度々ありき。源平久
 しく武をとりて仕へしかども、事ある時は宣言を給はりて、諸
 國の兵を召し具しけるに、近代きんだいとなりて、やがてかたらはるゝ
 族多くなりしによりて、この制符は下されき。果して今迄の亂
 世の基なれば、云ふかひなき事に成りにけり。この比よりのこ

とわざには、一度軍にかけあひ、或は家の子郎從節に死ぬるた
 くひもあれば、わが功におきては日本國を賜へ、もしは半國を
 賜はりても、たるべからずなど申すめる。誠まことにさまで思ふ事は
 あらじなれど、やがてこれより亂るゝはしともなり、又朝威の
 輕々かろくしさも、推量おしはからるゝものなり。言語は君子の樞機すうきなりとい
 へり。白地あからさまにも君をないがしろにし、人におこる事はあるべか
 らぬ事にこそ。さきに記し侍りし如く、堅き氷は霜を踏むより
 至いたさならひなれば、亂臣賊子といふ者は、その始め心言葉を慎
 まざるより出でくるなり。世の中の衰ふると申すは、日月の光
 のかばるにもあらず、草木の色の改まるはもあらず、人の心の
 あしく成り行を、末世まごせとはいへるにや。昔許由と云ふ人は、帝
 堯の國を傳へんと有りしを聞きて、潁川えいせんに耳を洗ひき。巢父は

神皇正統記

これを聞きて、この水をだにきたなかりて渡らす。その人の五臟六腑のかはるにはあらし。能く思ひならはせる故にこそあらめ。猶行末の人の心思ひやるこそ淺猿けれ。大かた己一身は恩にはほこるとも、萬人の恨を残すべき事をばなどか願さらん。君は萬姓の主にてましますせば、限りある地をもちて、限りなき人に分たせ給はん事は、推して量り奉るべし。若一國づつを望まば、六十六人にて皆ふさがりなん。一郡づつといふとも、日本は五百九十四郡こそあれ、五百九十四人は悦ぶとも、千萬人の人は悦ばじ、況や日本の半をこゝろさし、皆ながら望まば、帝皇はいづくを知らせ給ふべきにか。かゝる心の萌して詞にも出で、面にはづる色のなきを、謀叛の始めといふべき也。昔の將門は比叡山に登りて大内を遠見して、謀叛を思ひ企てけるも、

かゝる類にや侍りけん。昔は人の正しくて自將門に見もこり、さゝもこり侍りけん。今は人の心のかくのみなりにければ、この世は能く衰へぬるにや。漢の高祖の天下を取りしは、蕭何張良韓信が力也。これを三傑と云ふ。萬人に勝れたるを傑といふとぞ。中にも張良は高祖の師として、籌を帷帳の中にめぐらして、勝事を千里の外に決するはこの人なりと宣ひしかど、張良はおごることなくして、留といひてすこしきなる所を望みて封せられにけり。あらゆる功臣多く滅びしかど、張良は身を全くしたりき。近き代の事をかしの頼朝の時までも、文治の比にや、奥の泰衡を追討しに、自向ふ事ありしに、平の重忠が先陣にて、その功勝れたりければ、五十四郡の中、いづくをも望むへかりけるに、長岡の郡とて、極めたる少き所を望み給はり

神皇正統記

けるとぞ。これは人に廣く賞をも行はしめんがためにや。實か
 りけるをのこにこそ。又た市實といひけるものに、一所を與へ
 給ふ下文に、日本第一の甲の者なりと書きて給はりてけり。一
 とせかの下文をもちて奏聞する人のありけるに、褒美の詞の
 甚しさに、與へたる所のすくなさ。誠に名を重くして利を軽く
 しける。いみじき事と口々にほめあへりける。いかに心得てほ
 めけんといとをかしの。これまでの心こそなからめ、事にふれて
 君を落し奉り、身を高くする輩のみ多くなれり。有りし世の東
 國の風儀もかはりはてぬ。公家の古き姿もなし。いかに成りぬ
 る世にかと、歎き侍る輩も有りときこえしかど、中一とせ許は、
 誠に一統のしるし覺えて、天の下舉り集りて、都の中はえはえ
 しくこそ侍りけれ。建武乙亥の秋の比、滅びにし高時が餘類謀

叛を起して鎌倉に入りぬ。直義は成良の親王を引きつれ申して、
 参河の國まで遁れにき。兵部卿護良の親王ことありて、鎌倉に
 おはしましけるをば、つれ申すに及ばず失ひ申してけり。亂の
 中なれど、宿意を果すにや有りけん。都にも兼ねて陰謀の聞え
 ありて、嫌疑せられける中に、權大納言公宗の卿召しおかれし
 も、このまざれに誅せらる。承久より關東の方人にて七代に成
 りぬるにや、高時も七代にて滅びぬれば、運の然らしむるか
 とは覺ゆれど、弘仁に死罪をとめられて後、信賴が時にこそ、め
 づらかなる事に申し侍りけれ。戚里の寄も久しくなり。大納言
 以上に至りぬるに、同じ死罪なりとも、あらはならぬ法令もあ
 るに、うけたまはり行ふ輩の、あやまりなりとぞ聞えし。高氏
 は申しうけて東國に向ひけるが、征夷將軍並びに諸國の總追捕

使を望みけれど、征夷將軍になされて、悉くは許されず。程なく東國は静まりぬ。高氏望む所達せずして、謀叛を起す由聞えしが、十二月十日あまりにや、義貞を追討すべき由奏状を奉る、則ち打てのぼりければ、京中騒動す。追討のため中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々もあまた遣はさる。武家には義貞の朝臣を始めとして、多くの兵を下されしに、十二月に官軍引き退きぬ。關々を固められしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍又破れて高氏既に近づく。依て比叡山東坂本に行幸して、日吉の社にぞましくける。内裏も則ち焼けぬ。累代の重寶も多く失せにけり。昔よりためしなき程の亂逆なり。かゝりし間に、陸奥守鎮守府將軍顯家卿この亂を聞きて、親王を先にたて奉り、陸奥出羽の軍兵を率して責め上る。同十三日

近江國につきて事の由を奏聞す。十四日に江を渡りて坂本に参りしかば、官軍大きに力を得て、山門の衆徒迄も萬歳をよばひき。同十六日より合戦始まりて、卅日終に朝敵を追落す。やがてその夜還幸し給ふ。高氏等猶攝津國に有るときこえしかば、重ねて諸將を遣す。二月十三日又これを平げつ。朝敵は舟に乗りて、西國へなん落ちにける。諸將及び官軍はかつく返り参りしを、東國の事覺束なしとて、親王も又歸らせ給ふべし。顯家卿も任所にかへるべき由を仰せらる。義貞は筑紫へ遣さる。かくて親王元服し給ひ、直に三品に敘し、陸奥太守に任じまします。この國の大守は始めたる事なれど、たよりありとてぞ任じ給ふ。勲賞によりて、同母の御兄四品成良の御子を超え給ふ。顯家卿はわざと賞をば申しうけざりけるとぞ。義貞朝臣は筑紫

神皇正統記

へ下りしが、播磨國に朝敵の黨類有りとして、先これを對治すべしとて日を送りし程に五月にも成りぬ。高田等西國の凶徒を和語らひて、重ねて攻上る。官軍利なくして、都に歸參せし程に、同二十七日に又山門に臨幸し給ふ。八月に至るまで日々合戦有りしかど、官軍いと進まず。依て都には元弘の時の主上の御弟に、三の御子豊仁と申けるを、位に即け奉る。十月十日の比にや、山門より還幸。いと淺猿かりし事どもなれど、猶行末を思し召す道ありしにこそ。東宮は北國に行啓あり。左衛門督實世卿以下の人々、左中將義貞朝臣を始めとして、さるべき兵もあまた仕うまつりけり。主上は尊號の儀にましくさ。御心を休め奉らんためにや、成良親王を東宮にすゑ奉る。同十二月に忍びて都を出でましくして、河内の國に正成といひしが、一

族等を召しぐして、芳野に入らせ給ひぬ。行宮を作りて渡らせ給ふ。本の如く位在の儀にてぞましくける。内侍所もうつらせ給ひ、神璽も御身にしたがへ給ひけり。誠に奇特の事にこそ侍りしか。芳野の御幸に先立ちて、義兵を起す輩も侍りき。臨幸の後には、國々にも御志有る類あまた聞えしかど、次の年も暮れぬ。又の年戊寅の春二月、鎮守の大將軍顯家卿又親王を先立て申し、重ねて打上る。海道の國々を悉く平けて伊勢伊賀を経て大和に入り、奈良の京になん着きにける。これより所々の合戦あまた度、互に勝負侍りしに、同五月和泉の國石津と云ふ所にての戦ひに、時や至らざりけん、忠孝の道こゝにて極まり侍りにき。昔の下にも埋もれぬ物としては、唯いたづらに名をのみぞ留めてし、心うき世にも侍るかな。官軍猶心を勵ま

神皇正統記

して、男山に陣を取りて、暫く合戦ありしかど、朝敵忍びて社壇を焼き拂ひしより、事成らずして引き退く。北國に有りし義貞も、度々召されしかど上りあへず、させる事なくて空しく成りぬと聞えしかば、云ふばかりなし。さてしも止むべきならずとて、陸奥の御子又東へ向はしめ給ふべき定めあり。左少將顯信朝臣中將に轉じ、從三位に叙し、陸奥の介鎮守將軍を兼ねて遣はさる。東國の官軍悉くかれの節度にしたがふべき由を仰せらる。親王は儲君に立たせ給ふべきむね申しきかせ給ふ。道の程もかたじけなかるべし。國にては顯はさせ給へとなん申されし。異母の御兄もあまたましくき。同母の御兄も、前東宮恒良親王成良親王ましくしに、かく定まり給ひぬるも、天命なればかたじけなし。七月の末つ方、伊勢に越えさせ給ひて、

神宮に事の由を啓して、御船のよそひし、九月の始ともづなをとかれしに、十月あまりの事にや、上總の地近くより、空の景色おどろしく海上荒くなりしかば、又伊豆の崎といふ方にたいよはれ侍りしに、いとど波風夥しくなりて、あまたの船行方しらす侍りけるに、御子の御船はさはりなく、伊勢の海につかせ給ふ。顯信朝臣は本より御船にさぶらひけり。同じ風のままぎれに、東國をさして常陸國なる内の海につきたる舟侍りき。方々にたいよひし中に、この二つの舟、同じ風にて東西に吹き分けらる。末の世にはめづらかなるためしにぞ侍るべき。儲の君に定まらせ給ひて、例なきひなの御住居もいかいと覺えしに、皇大神のといめ申させ給ひけるなるべし。後に芳野へ入らせましくして、御目の前にて天位をつがせ給ひしかば、いと思ひ

神皇正統記

合せられて貴くも侍るかな。又常陸はもとより心ざす方なれば、御志有る輩あひ計ひて、義兵強く成りぬ。奥州野州の守も、次の年の春重ねて下向して、各々國につき侍りにき。扱も齋都には、戊寅の年の冬、改元して曆應とぞいひける。芳野の宮には、本の延元の號なれば、國々も思ひくの年號なり。もろこしにはかゝるためし多けれど、この國には例なし。されど四とせにもなりぬるにや、大日本島根は本よりの皇都也。内侍所神璽も芳野におはしませば、いづくか都にあらざるべし。さて八月の十日あまり六日にや、秋霧に侵されさせ給ひて、かくれまじくぬとぞ聞えし。寝るが中なる夢の世、今に始めぬならひとはしりながらかすくの目の前なる心地して、老の涙もかさあへねば、筆の跡さへ滞りぬ。昔仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、

愛にて留りたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を申し述べて、素意の末をも願さまほしくして、しひて記しつけ侍るなり。兼ねて時をも悟らしめ給ひけるにや、前の夜より親王をば、左大臣の第へ移し奉られて、三種の神器を傳へ申さる。後の號をば仰のまゝにて、後醍醐の天皇と申す。天下を治め給ふ事二十一年。五十二歳おましゝ。昔仲哀天皇熊襲をせめさせ給ひし行宮にて神去りましゝ。されど神功皇后程なく三韓を平げ、諸皇子の亂を静められて、胎中の天皇の御代に定まりき。この君聖運ましゝしかば、百七十餘年中たえにし一統の天下をしらせ給ひて、御目の前にて日嗣を定めさせ給ひぬ。功もなく徳もなき盗人世に起りて、四とせあまりが程宸襟を惱し、御世をすぐさせ給ひぬれば、御怨念の未空しく侍りなんや。

神皇正統記

今の御門又天照大神より以来の正統を受けまじくぬれば、この御光に争ひ奉るものや有るべき。中々かくて静まるべき時の運とぞ覺え侍る。

第九十六代第五十世の天皇、諱は義良、後醍醐天皇第七の御子、御母は准三宮藤原の廉子、この君はらまれさせ給はんとて、日をいたくとなん夢に見申し給ひけるとぞ。さればあまたの御子のなかに、だんななるまじき御事とぞ兼ねてより聞えさせ給ひし。元弘癸酉の年、東の陸奥出羽のかためにて赴かせ給ふ。甲戌の夏立親王、丙子の春都にのぼらせまじくして、内裏にて御元服、加冠左の大臣とかや。すなはち三品に叙し、陸奥の大守に任せさせ給ふ。同じき戊寅の年の春又上らせ給ひて、芳野の宮にまじくしが、秋七月伊勢に越えさせ給ふ。かさねて東征ありしかど、猶いせに歸りまし、巳卯の年三月又芳野へいらせたまふ。秋八月中の五日讓を受けて、天日嗣をつたへおまします。

りしかど、猶いせに歸りまし、巳卯の年三月又芳野へいらせたまふ。秋八月中の五日讓を受けて、天日嗣をつたへおまします。

神皇正統記終

明治四十四年十月廿七日印刷
明治四十四年十月廿一日發行



校訂者 芳賀 矢一

發行者 東京市神田區高神保町九番地
合資會社 富山房

代表者 岡所合資會社 富山房 社長
坂本 嘉治 馬

印刷者 東京市京橋區木挽町三丁目十三番地
新井 由 藏

印刷所 東京市京橋區木挽町三丁目十三番地
新井 電 新 堂

神皇正統記 奧上編定留三十號
附 照定留廿三號

筆執名餘百家大諸士博

國 民 百 科 辭 典

かくの如く輕便にしてかくの如く百科萬有を一貫し得たる書籍他にありや
かくの如く輕便にしてかくの如く東西古今を洞觀し得べき書籍他にありや
かくの如く輕便にしてかくの如く大小疑問を即決し得べき書籍他にありや
かくの如く輕便にしてかくの如く正確適切の説明を與ふる書籍他にありや
かくの如く輕便にしてかくの如く内容の大辭書と軒輕なき書籍他にありや
かくの如く輕便にしてかくの如く各家各人萬人に切實なる書籍他にありや

▲修學の秘鍵
四萬項目中に充滿す
知識の寶庫

裝釘極美 四六判千七百頁 彩色
石版圖畫地圖廿四枚
正參 圓 送料内地共銀 山 富
價七拾錢 濠 肆 四拾錢 房 行 發

かくの如く廉價にしてかくの如く多大の内容を購ひ得べき書籍他にありや
かくの如く廉價にしてかくの如く麗美の挿畫を併せ得べき書籍他にありや
かくの如く廉價にしてかくの如く百餘大家の執筆を煩せる書籍他にありや
かくの如く廉價にしてかくの如く即刻より直に利用すべき書籍他にありや
かくの如く廉價にしてかくの如く日常生活の資本たるべき書籍他にありや
かくの如く廉價にしてかくの如く贈品進物として適當なる書籍他にありや

文學博士

芳賀矢一先生
下田次郎先生

編纂

紙數四六倍判千五百頁
石版圖畫餘(正價拾圓)
特別割引金七圓五拾錢
送料 内地金參拾二錢

日 本 家 庭 百 科 事 彙

全

婦人の寶典、家庭の顧問として、滿天下に好
現代文明人士必需品として、學校以外の社會
教育者のたるも、文明的家庭の經營、進歩
的婦人生活に必要な學術技藝、網羅し、國
民教育に必要なる知識技能、注意給し、其他農工商に
關する諸事項、悉く詳記し、所なし。嫁入の贈品、好評噴々たり

坪内博士
先生代補

七版
希臘神話
全一冊 定價一圓五十錢 郵稅十二錢

泰西文藝の最大勢力は希臘文藝也神話は又其本源精髄也荷も世界を口にするものは希臘神話に通せざる可らず

坪内逍遙博士譯

七版
ハムレット
全二冊口繪及挿畫入價二圓卅五錢 郵稅八錢

帝國劇場に於ける「ハムレット」劇は如何に滿都の人士を酔はしめしよ。本書は其壘本にして逍遙博士二十年來研鑽の結晶也。

三版
ロミオとジュリエット
全一冊口繪及挿畫入價二圓卅五錢 郵稅八錢

「ロミオとジュリエット」は青春燃ゆるが如き男女の高潔なる戀愛悲劇として發行以來非常の好評を博せるもの也。

再版
オセロ
全一冊口繪及挿畫入價二圓卅五錢 郵稅八錢

「オセロ」は沙翁作三十七篇中特に家庭悲劇と稱すべきもの而して其脚色事件人物の極めて自然にして近代的なる其最大傑作中にも比類あるなし。

文學博士
芳賀矢一
先生著
七版
國民性十論
全一冊 定價金七拾錢 郵稅金六錢

何事も世界的となれる我國民は彼を知ると共に我を知らざる可らず我を知て始めて世界舞臺上の人たるを得べし。

文學博士
遠藤隆吉
訂正五版
常識百話
全一冊 定價一圓廿錢 郵稅金八錢

常識は猶米の飯の如し米の飯の常識だにあらば世に立ち事を成し得べし。處世社交上常識の修養を怠り給ふな。

宮山房
編輯部
三版
最新日本地圖
全一冊 定價九十五錢 郵稅金八錢

日本全土の外朝鮮滿洲大連樺太の精圖を加へたる最新正統の本邦圖なり。各人必ず一本を蔵して利便際遅なし。

學生も讀め 商工子弟も讀め

滿天下の青年悉く讀め!!!

月刊

THE STUDENT.

學生

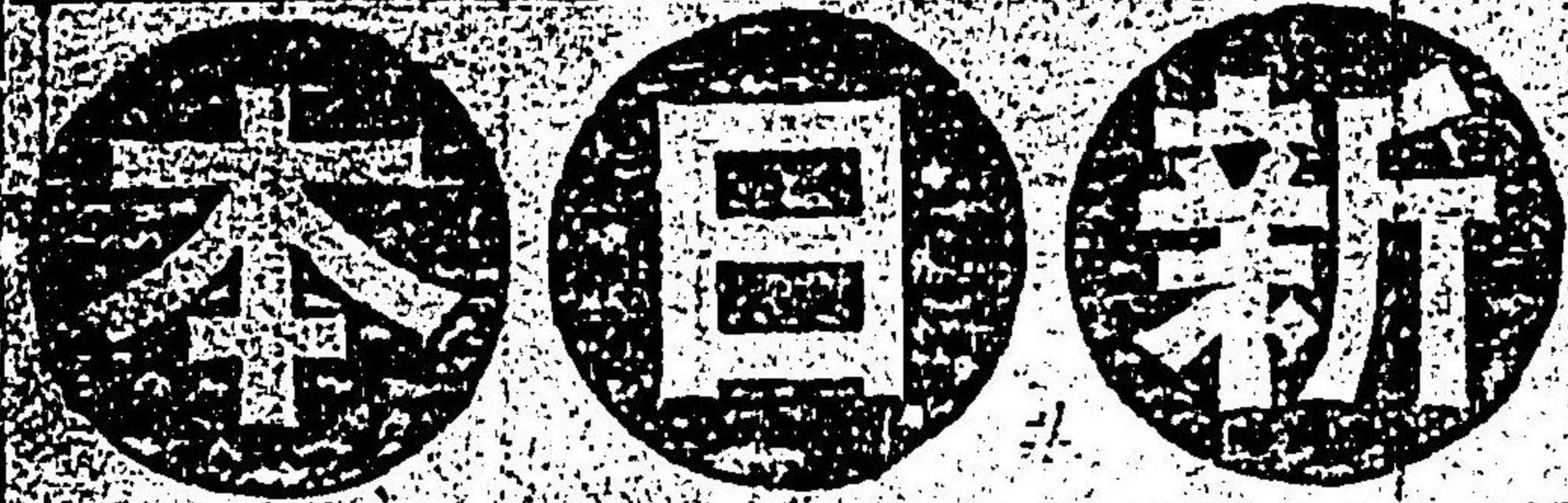
主筆 大町桂月

定價 一部郵稅金十七錢五厘 三部前金郵稅共五十一錢六部同九十九錢 十二部同郵稅共一圓九十三錢

教科外の樂園向上の指導者!

慰安、趣味、知識、教訓悉く備はる

雜誌界之巨人



大隈伯爵主宰

編輯 永井柳太郎
主任 樋口龍峽

▲每月一日發行▼

廿萬の讀者を一舉に集めて信

用勢力共に超群の賛を博せるは

以其内容を語るに餘りある

◎主宰大隈伯の雄大痛快なる言論の外に十

二大家の顧問あり。實益と共に

趣味と與へ且世界的最新知識を

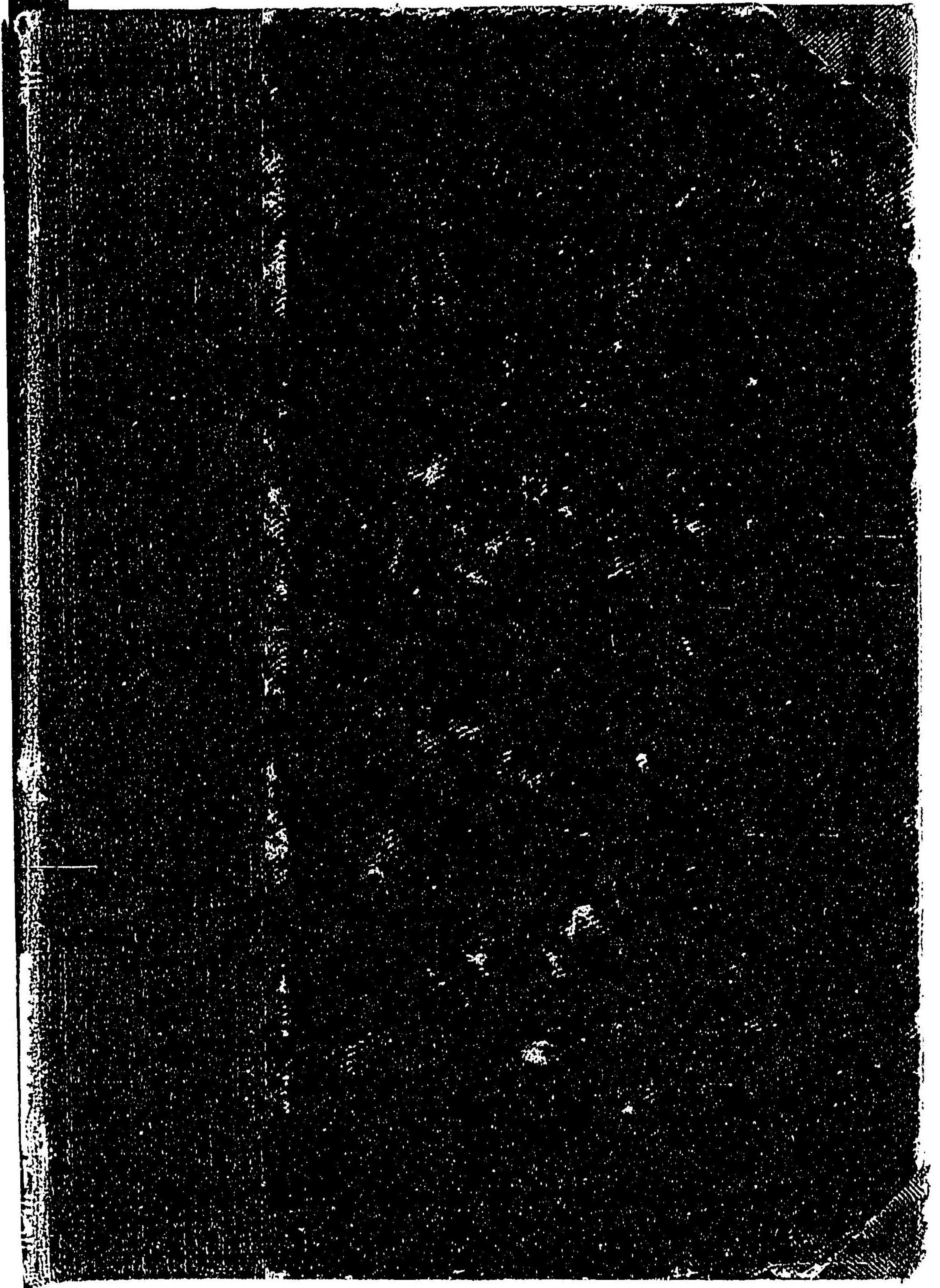
給す。時勢の落後者たらざらば「新日本」を

手にせよ。

定價 金廿六錢郵税二錢五厘 三冊前金郵税共六
四錢 六冊同金圓六拾九錢 十冊同三圓拾八錢

94

112



94
112

000696-000-9

94-112

神皇正統記

芳賀 矢一/校

M44

ACB-1547



5.9.4